

学生の皆さん
教職員 各位

新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応マニュアル

2020年3月2日
(最終更新日: 2020年12月23日)
新型コロナウイルス感染症対策本部長
奈良女子大学長 今岡 春樹

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への本学の対応について、国内外における感染地域の拡大に伴う本学関係者への感染リスクの増大を受け、2月28日付けで「奈良女子大学新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、全学体制で本事案に対処することとなりました。

令和2年12月23日付けで内容を更新し、最新の状況に基づき、これまでお示しした点も含め本学における対応を改めて取りまとめましたので、学生及び教職員については、この内容に従って引き続き適切な対応をお願いします。

なお、この内容については今後の状況の変化により変更する場合がありますので、各自、必ず定期的に確認するようお願いします。

2020年12月23日付更新による掲載内容の変更点

- 1) 「I. 感染予防対策等について 4. 長期休業期間中の連絡先について」で定めている、大学及び保健管理センターが長期間休業している間の連絡先情報を更新しました。
年末年始を含めた当該期間中は、教職員は所属の部局長、各課・室長に、学生は連絡専用ページ「新型コロナウイルスに関する連絡フォーム」により連絡してください。

目次

- I. 感染予防対策等について
- II. 海外から渡日・帰国する本学学生及び教職員に関する取扱いについて
- III. 海外渡航（私事渡航を含む）について
- IV. 海外からの研究者等の受入について
- V. 国内旅行及び出張について
- VI. 大学構内への入構について
- VII. 課外活動について
- VIII. イベント等開催に関する取扱いについて
- IX. 教職員の就業等について
- X. その他

<奈良女子大学における対応>

I. 感染予防対策等について

新型コロナウイルス感染症は、発熱やのどの痛み、咳が長引く（1週間前後）ほか、強いだるさ（倦怠感）を伴うことが多く、通常の風邪やインフルエンザが3日程度で軽快化していくのとは対照的に、重症化していく傾向があることが特長です。一般的には飛沫感染と接触感染により感染しますので、日頃から以下の点に注意して感染予防を心がけてください。また、保健管理センターのホームページ「感染予防について」も参考にしてください。

(参考) 奈良女子大学保健管理センター <https://blog.canpan.info/narahokekan2/archive/93>

1. 日常生活での注意事項について

- ①毎朝検温し、記録を残す。
- ②こまめに石鹼で手洗いし、アルコール消毒をする。
- ③マスクを着用する等、咳エチケットを心がける。
- ④「3つの密（密閉・密集・密接）」を避ける。

〈具体的な予防方法〉

- 1) 密閉空間：窓やドアを開け、定期的に換気を行う。エレベーター等では会話を慎む。
- 2) 密集場所：他の人と十分な距離を取り、多人数で密集しないように注意する。
- 3) 密接場面：密接した会話や発生を避け、他の人と十分な距離を保つ。マスクを着用する。

- ⑤不要不急の外出を控える。

- ⑥長時間の公共交通機関の利用を避ける。

- ⑦飲食店等における感染拡大防止の取組を心がける。（以下参考）

(参考) 文部科学省通知 飲食店等におけるクラスター発生の防止に向けた取組の徹底について

「別紙 2. 飲食店等の利用者が自分で自分の身を守る行動をとってもらうための取組」

http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/news/coronavirus/notice_cluster.pdf

- ⑧感染リスクの高いアルバイト（夜間の繁華街において対面で長時間接客するもの）は避ける。

2. 登校・出勤の基準について

毎朝検温し、発熱等の比較的軽い風邪の症状（咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢等）がある場合は、登校・出勤を控えるとともに、以下のとおり対応してください。

- ①教職員について、教員は各部局長に、事務職員等は各課・室長に速やかに連絡してください。

なおこの場合、当該の教職員については職務専念義務免除となります。

（参考：「IX. 教職員の就業等について 1. 職務専念義務の免除について」）

- ②学生は、以下の方法（可能な限り連絡専用ページを利用）により、速やかに連絡してください。なおこの場合、当該の学生については公欠扱いとなります。

・連絡専用ページ「新型コロナウイルスに関する連絡フォーム」

https://opac.lib.nara-wu.ac.jp/?page_id=1677

・担当教員もしくは学務課各担当係にメール (gakumuka@cc.nara-wu.ac.jp)

・担当教員もしくは学務課各担当係に電話

学務課各担当係の電話番号は、0742-20に続いて、次の番号です。

文学部係 3328 理学部係 3257 生活環境学部係 3498 大学院係 3911 学務係 3233

- ③症状がおさまるまでは、毎日体温を検温し、症状とともに記録してください。

- ④学生は、症状の消失後、3日間の健康観察を行ったうえで、4日目から登校をしてください。

※症状が4日以上続く場合（次項「3-1. 発症が疑われる場合の連絡先について ③」へ。）

3-1. 発症が疑われる場合の連絡先について

次の症状がみられる場合は、すぐに新型コロナ・発熱患者受診相談窓口（奈良県・旧 帰国者・接触者相談センター）に連絡してください。

- ①息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ②重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ③発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合
(症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合はすぐに相談してください。)

◇奈良県庁 新型コロナ・発熱患者受診相談窓口 0742-27-1132

（旧 帰国者・接触者相談センター）

（※電話相談の際に「奈良女子大学の学生である」旨を伝えてください。）

3-2. P C R検査を受検する（受検した）際の連絡先について

上記3-1で新型コロナ・発熱患者受診相談窓口に連絡後、保健所または医療機関等でP C R検査を受ける予定となった時点で、以下のとおり対応してください。

- ①教員は各部局長に、事務職員等は各課・室長にメール又は電話で速やかに連絡してください。
- ②学生は、以下の方法（可能な限り連絡専用ページを利用）により、速やかに連絡してください。
 - ・連絡専用ページ「新型コロナウイルスに関する連絡フォーム」

https://opac.lib.nara-wu.ac.jp/?page_id=1677

- ・学務課各担当係にメール（gakumuka@cc.nara-wu.ac.jp）
- ・学務課各担当係に電話

学務課各担当係の電話番号は、0742-20に続いて、次の番号です。

文学部係 3328 理学部係 3257 生活環境学部係 3498 大学院係 3911 学務係 3233

その後、本学保健管理センターより折り返しの連絡がありますので、指示に従ってください。

この場合、当該の教職員については職務専念義務免除、当該の学生については公欠扱いとなります。
なお、上記の取扱いは、自己判断等でP C R検査を受検する（受検した）場合も同様とします。

3-3. 感染者及び濃厚接触者と診断された場合の取扱いについて

- ①教職員について、保健所等において新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者と診断された場合は、速やかに本学保健管理センターに連絡してください。
なおこの場合、当該の教職員については職務専念義務免除となります。
(参考：「IX. 教職員の就業等について 1. 職務専念義務の免除について」)
- ②学生について、保健所等において新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者と診断された場合は、以下の方法（可能な限り連絡専用ページを利用）により、速やかに連絡してください。
なおこの場合、当該の学生については公欠扱いとなります。
 - ・連絡専用ページ「新型コロナウイルスに関する連絡フォーム」

https://opac.lib.nara-wu.ac.jp/?page_id=1677

- ・健康管理センターに電話

◇奈良女子大学 健康管理センター 0742-20-3782

大学に連絡する項目については、健康管理センターのホームページに掲載している「受付票」を参照してください。また、追跡調査や感染拡大の防止のため、感染者及び濃厚接触者と診断された場合は、健康管理センターのホームページに掲載している「行動記録表」の提出を求めますので、日頃から行動の記録を心掛けてください。

(参考) 奈良女子大学健康管理センター

(受付票・行動記録表) <https://blog.canpan.info/narahokekan2/archive/96>

(参考)

感染者及び濃厚接触者と診断された後の登校・出勤の基準は以下のとおりです。

1. 有症状者の場合

①病院に入院した場合：退院後7日間の自宅待機、かつ症状軽快後72時間を経過していること

②施設待機及び自宅待機した場合：発症日から10日間経過し、かつ症状軽快後72時間を経過していること

※奈良市では病院への入院及び施設での待機の場合、退院時に「就業制限解除通知」が発行されます。

公欠・職務専念義務免除等の手続きの際に必要ですので、紛失しないよう保管しておいてください。

2. 無症状病原体保有者の場合（濃厚接触者など）

①検体採取日から10日間経過していること

3-4. 同居している家族がPCR検査を受けることになった場合の取り扱いについて

①教職員について、同居している家族がPCR検査を受けることになった場合は、速やかに本学健康管理センターに連絡してください。さらに同居家族のPCR検査の結果が出るまでは出勤を控えてください。なおこの場合、当該の教職員については職務専念義務免除となります。

②学生について、同居している家族がPCR検査を受けることになった場合は、以下の方法（可能な限り連絡専用ページを利用）により、速やかに連絡してください。さらに同居家族のPCR検査の結果が出るまでは登校を控えてください。なおこの場合、当該の学生については公欠扱いとなります。

・連絡専用ページ「新型コロナウイルスに関する連絡フォーム」

https://opac.lib.nara-wu.ac.jp/?page_id=1677

・健康管理センターに電話

◇奈良女子大学 健康管理センター 0742-20-3782

(参考)

同居家族のPCR検査の結果が出た後の出勤・登校の基準は以下のとおりです。

①検査結果が陽性(+)の場合は、保健所の指示で、濃厚接触者となる可能性あり。（上記3-3～）

②検査結果が陰性(-)の場合は、出勤・登校可となりますが、保健所の指示に従ってください。

4. 長期休業期間中の連絡先について

上記3-2及び3-3について、大学及び健康管理センターが長期間休業している際（参考：年末年始（令和2年12月29日～令和3年1月3日））の緊急の連絡先は以下のとおりです。

◇教職員：所属の各部局長、各課・室長に連絡してください。

(※部局長、各課・室長は、総務・企画課及び保健管理センターにメールにより報告してください。)

◇学 生：連絡専用ページ「新型コロナウイルスに関する連絡フォーム」により連絡してください。

【連絡専用ページ「新型コロナウイルスに関する連絡フォーム】

https://opac.lib.nara-wu.ac.jp/?page_id=1677

II. 海外から渡日・帰国する本学学生及び教職員に関する取扱いについて

1. 本学では、以下に該当する者について、当該感染症の症状の有無に関わらず出席・出勤停止とし、自宅や自身で確保した宿泊施設等検疫所長が指定する場所での待機を命ずることとしました。

学生については、渡航先の感染症危険レベルに関係なく、帰国（外国人留学生については渡日）の日程が決まりましたら、国際課留学生係（ryugakusei@cc.nara-wu.ac.jp）へ連絡をしてください。

①外務省 感染症危険情報により「感染症危険レベル3」と指定された国・地域からの帰国・渡日者
②外務省 感染症危険情報により「感染症危険レベル2」と指定された国・地域からの帰国・渡日者

(参考) 外務省 海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

外務省「感染症危険情報」とは? https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen_risk.html

▷自宅待機を命ずる期間：日本への入国の次の日から起算して14日間

※上記該当者は、空港から自宅までの公共交通機関を使用しないことが要請されています。ご自身で移動手段を確保する必要がありますのでご注意ください。なお、基準を満たすハイヤーによる移動については利用が可能です。詳しくは、下記HPにより確認してください。

(参考) 厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00020.html

※在留資格認定証明書について、感染症の感染が拡大している状況を鑑み、通常は「3ヶ月間」有効な在留資格認定証明書を、当面の間「入国制限措置が解除された日から6か月又は2021年4月30日までのいずれか早い日」まで有効なものとして取り扱うことになりました。詳しくは、下記HPにより確認してください。

(参考) 法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp/content/001316712.pdf>

③日本国内外において、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触があったと判断される者

▷自宅待機を命ずる期間：接触があったと判断される日から起算して14日間

・上記の該当者は本学保健管理センターに連絡するとともに、発熱・呼吸器症状がある場合は、速やかに新型コロナ・発熱患者受診相談窓口に連絡してください。

◇奈良女子大学 保健管理センター 0742-20-3782

◇奈良県庁 新型コロナ・発熱患者受診相談窓口 0742-27-1132

(旧 帰国者・接触者相談センター)

・該当する教職員について、上記の自宅待機の期間中は職務専念義務免除として取り扱います。

・該当する学生の出席や試験などについては公欠の対象となります。質問等があれば学務課各担当係にメール（gakumuka@cc.nara-wu.ac.jp）又は電話で相談してください。

電話番号は、0742-20に続いて、次の番号です。

文学部係 3328 理学部係 3257 生活環境学部係 3498 大学院係 3911 学務係 3233

2. 上記①②に該当する地域から渡日する令和2年4月及び10月入学生の措置は個別に対応しますので、

国際課留学生係にメール（ryugakusei@cc.nara-wu.ac.jp）で相談してください。

3. 「感染症危険レベル1」と指定された国・地域からの帰国者は、症状の有無に関わらず保健センターに速やかに連絡してください。なお、出席・出勤は症状がなければ可としますが、2週間の健康観察が必要ですので、保健センターに相談してください。また、「感染症危険レベル1」と指定された国・地域からの帰国者であっても、水際対策により14日間の待機を命じられる場合は、その待機を必要とする期間中、当該感染症の症状の有無に関わらず出席・出勤停止となります。
4. その他の国・地域からの帰国者については2週間の健康観察を推奨しています。
5. 不安や心配がある場合は、保健センターに相談してください。

III. 海外渡航（私事渡航を含む）について

1. 外務省は、感染症危険情報レベルについて、世界159か国・地域に対しレベル3（下記参照）を発出、レベル3の国・地域を除く全世界に対しレベル2（下記参照）を発出し、9月11日現在も継続しています。本学は、それに基づき、全学生・全教職員に海外渡航（私事渡航を含む）の自粛を要請します。

感染症危険レベル（外務省） レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告） レベル2：不要不急の渡航は止めてください。
--

なお、感染症危険レベルは状況により変更されますので、必要に応じて最新情報を以下のHPより確認してください。

（参考）外務省海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

2. 外国人留学生・研究者等が、やむを得ない事情により自国等に（一時）帰国または渡航する場合は、以下の点に留意し、必要な手続き及び届出を行ってください。
 - ・渡航国への入国に際し、入国制限措置や入国後の行動制限等について必ず事前に確認してください。
 - ・公私に関わらず渡航先での連絡先を大学・家族・友人に必ず知らせておいてください。
- （学生は、事前に国際課へ必要な届出を提出してください。また、外国人研究者は、事前に国際課国際交流係（ryugakusei@cc.nara-wu.ac.jp）に連絡してください。）
- ・健康保険や、感染症治療に対応する旅行保険等に必ず加入してください。
 - ・渡航国・地域の感染状況や行動制限、航空便の休止により、出国困難となる可能性があることに留意してください。
 - ・外務省の渡航登録サービス（たびレジ）へ必ず登録し、渡航中は、現地の感染症に関する情報の収集を心がけてください。
 - ・特に、外国人留学生が自国に一時帰国する場合は、再入国に係る防疫措置を充分把握し、出入国在留管理庁から「受理書」の交付を受けるなど、必要な手続きを行ったうえで出国してください。

（参考）法務省ホームページ

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00245.html

- ・帰国後は体調の変化に十分注意してください。

IV. 海外からの研究者等の受入について

海外からの研究者等の受入については、以下のとおりとします。

- ①「感染症危険レベル2」以上の国・地域からの研究者等の受入については中止又は延期してください。
- ②「感染症危険レベル1」及び感染症危険情報が出されていない国・地域からの研究者等の受入についてもやむを得ない場合を除き、中止又は延期を検討してください。

ただし、日本政府が実施する“国際的な人の往来再開に向けた段階的措置”に則り、研究助成事業により外国人研究者を招へいする場合に限り、国・地域を問わず、防疫措置をしたうえでの受け入れを認めます。

(参考) 外務省ホームページ https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html

V. 国内旅行及び出張について

首都圏や大阪など大都市での感染例が急増しているため、大都市への帰省や旅行の際は、特に注意して感染対策を行ってください。また、不要不急の出張は控えてください。

VI. 大学構内への入構について

学部学生の不要不急の入構は極力控えてください。(※教育研究活動のための入構は可能です。)
入構に際しては、必ず学生証・職員証を携帯し、マスクを着用してください。

〈令和2年10月1日（木）からの入構方法について〉

西町構内において、学生及び教職員の入構時のサーモカメラによる検温及び入構確認を実施します。

サーモカメラによる検温あるいは守衛室での検温結果が37.5°C以上の場合は入構できません。

検温及び入構方法の詳細については、下記HPにより確認してください。

〈重要なお知らせ〉2020年9月29日 本学・施設企画課発出

『新型コロナウイルス感染症対策による西町入構時の検温と入構確認の実施について』

<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/news/coronavirus/20200929.pdf>

・正門は、大門を終日施錠しますので、通用門から入構して検温に進んでください。入構の際には守衛員に学生証・職員証を提示してください。

・東門は、守衛員が立哨している午前8時～午後6時まで開放します。自動車及びバイクで入構する際には、引き続き守衛員に学生証・職員証を提示し、検温結果を提出してください。午後6時～午前8時の間に車で入構する場合は、自身で検温し、当日の体温が37.5°C未満であることを確認したうえで入構してください。

・西門及び南門は、引き続き終日施錠します。(※学生証・職員証による解錠・入構はできません。)

別紙（検温結果）：http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/news/coronavirus/form/check_sheet.xlsx (Excel)
：http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/news/coronavirus/form/check_sheet.pdf (pdf)

VII. 課外活動について

感染拡大防止に最大限の配慮をしたうえで、一定の基準を満たした課外活動に関しては実施を許可します。詳細については、下記HPにより確認してください。

- ・課外活動の段階的再開について：<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/news/coronavirus/20200917-0.pdf>
- ・別紙1「新しい生活様式」の実践例：<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/news/coronavirus/20200917-1.pdf>
- ・別紙2「課外活動再開指針」：<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/news/coronavirus/20200917-2.pdf>

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、課外活動団体・サークルの集会（食事会、飲み会等）、対

面での新歓行事や勧誘は、禁止とします。

VIII. イベント等開催に関する取扱いについて

大学主催及び他機関との共催によるイベントや集会のうち、開催の必要性があり、かつ少人数（50人程度以下）のものは、以下の感染防止対策の徹底を条件に、開催を認めます。ただし、飲食を伴うイベントや集会については、中止または延期してください。また、その他のイベントや集会は、引き続き、中止、延期または規模縮小等の検討を要請します。

- i 「3つの密（密閉、密集、密接）」の回避の徹底
- ii 大声での発声、歌唱や声援、近接した距離での会話等が原則想定されないこと
- iii 適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等）が講じられていること
- iv イベント前後や休憩時間などの交流を極力控えるように呼びかけること

IX. 教職員の就業等について

1. 職務専念義務の免除について

上述の「I. 感染予防対策等 3. 登校・出勤の基準について」において、出勤を控える期間に該当する場合、保健所等において新型コロナウイルスの感染者及び濃厚接触者と診断された場合、または、感染症危険レベルが2以上の国・地域からの帰国・渡国者に該当し、就業が制限され業務に従事できない教職員については、職務専念義務免除として取り扱います。

2. 休業手当の支給について

附属学校の休校やカウンセリングの中止などに伴い、休業しなくてはならなくなった教職員（非常勤講師や非常勤職員等）については、労働基準法に基づき賃金の100分の60の休業手当を支給します。

3. 特別休暇の取得について

新型コロナウイルス感染症に伴う小学校、幼稚園、保育所、認定こども園等の臨時休校や受入制限により、子供の世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる教職員については、その期間、有給の特別休暇を取得可能とします。

4. テレワーク及び時差通勤について

①緊急事態宣言が解除されても、引き続き自治体から在宅勤務の要請が継続されている地域在住者等で、自宅の執務環境・セキュリティ環境がいずれも適正であり、通常勤務時と同様の勤務成果が見込めると所属長が認める者については、テレワークを可能とします。

②妊娠中の女性職員が、保健指導又は健康診断に基づき、新型コロナウイルス感染症に感染するおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、医師等から指導を受けた場合は、母性健康管理措置（テレワーク等）について対応を検討いたしますので人事企画係へ相談ください。

③公共交通機関を利用している教職員については、新型コロナウイルス感染症の感染予防を目的とする混雑回避のため、所属長の了承を得たうえで時差通勤を可能とします。

X. その他

1. 大学構内（生協食堂含む）への学外者（※関係（業）者を除く。）の不要不急の入構を制限します。
2. 10名以上集まる会合をする場合は、マスクの着用、こまめな換気等衛生管理の徹底を心掛けてください。

3. 会議等の開催については、不要不急なものは中止または延期し、「3つの密」を避けるための対処を徹底したうえで開催してください。また、遠隔会議システムも活用してください。
4. やむを得ず就職活動やキャリア関係のイベント参加や、アルバイトに従事する際は、マスクを着用するなど衛生管理の徹底を心掛けてください。
5. 厚生労働省から新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の活用について周知がありました。詳しくは、下記HPにより確認してください。

(参考) 厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html